

長崎県福祉用具専門相談員指定講習会指定事務等実施要綱

(目的)

第1条

「介護保険法施行令」(平成10年政令第412号。)第4条第1項第10号の規定による福祉用具専門相談員指定講習会(以下「指定講習会」という。)の指定については、「介護保険法施行規則」(平成11年省令第36号)、「厚生労働大臣が定める講習会の内容について」(平成18年3月厚告第269号)及び「福祉用具専門相談員について」(平成18年3月31日老振発第0331011号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(指定の要件)

第2条

知事は、次の要件を満たすと認められる場合、福祉用具専門相談員指定講習会として3年間の期間を定めて指定することができるものとする。

新規に指定を受ける場合は、指定日から3年を経過する日の属する年度の末日までとする。

(1) 指定の単位

本県内に事業所(支社等でも可)を置く事業者であること。

また、指定講習会を本県以外で開催する場合は、当該実施場所を管轄する都道府県が定める必要書類を当該実施場所を管轄する都道府県へ提出しなければならない。

また、他県で指定を受けた事業者が、本県内で指定講習会を開催する場合は、下記の書類を提出することとする。

(指定講習会の開催前)

当該県で指定を受けた事の内容の分かる書類を添付のうえ、事業所名、事業所所在地、連絡先、開催場所、開催期間を記載した開催届けを提出すること。(様式任意)

(指定講習会終了後)

開催年度終了後、2か月以内に、事業所名、事業所所在地、開催場所、開催期間、修了証番号、氏名(フリガナ)、性別、生年月日、修了年月日等を記載した修了報告書を提出すること。(様式任意)

(2) 講習実施者に関する要件

ア 次に掲げる業務を適正に履行できると認められること。

(ア) 名簿の作成及び知事への送付

(イ) 申請事項に変更があったとき又は廃止、休止、再開の知事への届出

(ウ) 知事が指定講習会の事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の指示を行った場合に、当該指示に従うこと

イ 講習実施者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。

ウ 講習事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。

エ 講習実施者は、事業運営上知り得た講習受講者に係る秘密の保持について、十分な措置がなされていること。

(3) 事業内容に関する要件

ア 講習が、年1回以上、別表1に定める講習課程の内容に従って開催し、受講者が講習課程で知識及び技術の習得がなされていることにつき確認ができるものであること。

イ 講師に関しては、次の条件を全て満たしていること。

(ア) 別表2「講師要件表」に定める各科目における「講師の要件」を満たす適切な人材が確保されていること

- (イ) 講習1開催について3名以上の講師で担当すること
- (ウ) 演習を担当する講師については、講師1名につき、受講生がおおむね50名を越えない程度の割合で担当すること
- (エ) 病気等の理由により、当日講師が担当できなくなる場合に備え、代替講師の確保や予備日の設定等の準備ができること

ウ 講習受講者に講習内容を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした運営規定を定め、公開すること。

- (ア) 開講目的
- (イ) 講習の名称
- (ウ) 事業所の所在地
- (エ) 講習日程(期間)
- (オ) 講習課程
- (カ) 講師氏名
- (キ) **修了評価の実施方法**
- (ク) 講習修了の認定方法及び欠席した場合の取扱い
- (ケ) 年間の開講時期
- (コ) 受講手続き
- (サ) 受講料(補講等を含む。)等受講に際し必要な費用の額

エ 募集に関する要件

- (ア) 受講対象者の募集について、指定後、講習実施前に適切な期間において公募により行うものとし、一定の団体等に所属する者に限定して募集してはならない。
また、希望者には講習を公開し、見学等を実施すること。
- (イ) 講習会を実施するにあたっては、次の事項について募集案内等に記載すること等により、受講希望者に対して周知を行うものとする。
 - ①「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第37号)第194条に定める一定の有資格者については、本講習会を受講しなくても福祉用具専門相談員として指定福祉用具貸与事業所で勤務することが可能であること
 - ②受講料等受講に際し必要な費用の額及び支払った後の返還の可否等金銭の収受に関すること
 - ③その他、講習会の内容に関する重要事項

オ 修了年限に関する要件

別紙1に定める講習課程については、概ね7日以内で修了することとし、**地域の実情等により7日以内で実施できない場合は、2か月以内の範囲内で修了すること**

カ 受講料等の額

受講料等の額が、講師謝金、会場使用料等の実費を勘案した適切な額であること

(指定申請手続等)

第3条

(1) 指定の申請

講習会の指定を受けようとする者は、初回の講習の募集を開始する3か月前までに、次に掲げる事項について**様式1**及びその添付書類を提出すること。

なお、指定を受けた期間のうち、2年目以降の実施計画については、(2)に定める**様式2**により、当該年度の初回の講習の募集を開始する2か月前までに提出するものとする。

<添付書類>

- ① 運営規定
- ② 講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別(**別紙2**)
- ③ 収支予算書(**別紙3**)
- ④ 申請者が法人であるときは、定款その他の基本約款

- ⑤ その他指定に関し必要があると認める事項
 - (ア) 事業計画表及び各講習ごとの講習課程(別紙1)
 - (イ) 各講師の承諾書(講師本人の署名・捺印のあるものに限る)(別紙2)
 - (ウ) 事業所(講習を行う教室等)の平面図及び設置者の氏名(法人にあつては名称)並びに利用計画及び当該事業所の設置者の承諾書
 - (エ) 受講料等の設定方法及び改定方法
 - (オ) 募集案内等受講希望者に提示する書類

(2) 事業計画書の提出(指定を受けた事業者が2年目以降、講習会を開催する場合の承認申請)
 指定講習会を実施する者は、知事に対し、年度ごとに、その年度における初回の講習の募集を開始する2か月前までに、様式2及びその添付書類を提出すること。

<添付書類>

- ① 運営規定
- ② 講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別(別紙2)
- ③ 収支予算書(別紙3)
- ④ 申請者が法人であるときは、定款その他の基本約款(指定時から変更があった場合)
- ⑤ その他指定に関し必要があると認める事項
 - (ア) 事業計画表及び各講習ごとの講習課程(別紙1)
 - (イ) 各講師の承諾書(講師本人の署名・捺印のあるものに限る)(別紙2)
 - (ウ) 事業所(講習を行う教室等)の平面図及び設置者の氏名(法人にあつては名称)並びに利用計画及び当該事業所の設置者の承諾書
 - (エ) 受講料等の設定方法及び改定方法
 - (オ) 募集案内等受講希望者に提示する書類

(3) 変更の届出

ア 申請者に関する事項

申請者に関する事項について変更があったときは、様式3に関係書類を添えて10日以内に提出することとする。また、(1)のアについては、法人登記簿の履歴事項全部証明書、(1)のキについては、変更後の定款等を添付すること。

イ 講習内容に関する事項

講習の内容について変更する場合には、様式3に変更後の講習課程(カリキュラム)のほか関係書類を添付し、10日以内に提出することとする。

(4) 廃止、休止又は再開の届出

事業の廃止、休止若しくは再開したときには、様式4～6を10日以内に提出することとする。

(実績報告書の提出)

第4条

実績報告書の提出

講習会を行う者は、毎事業年度終了後2か月以内に、様式7(実績報告書)及び様式8(修了者名簿)に必要書類を添えて、知事へ事業実績報告を行うこと。

<添付書類>

- ① 実施状況(別紙5)
- ② 収支決算書

(修了証書の交付等)

第5条

指定講習会を実施する者は、講習の全ての課程を修了し、修了時に1時間程度の筆記試験に合格したもので、別表1の到達目標及び指針に従った上で基準を満たしたものを講習修了者と認定し、修了証明書及び修了証明書(携帯用)(別紙4)を交付するものとする。

(指定の取消)

第6条

指定講習会を実施する者が、次のいずれかに該当する場合には、福祉用具専門相談員指定講習会としての指定を取り消すことができる。

- ア 指定講習会を実施する者が、当該指定講習会について、2の指定要件を満たすことができなくなったとき
- イ 指定講習会を実施する者が、不正の手段により2の指定を受けたとき
- ウ 指定講習会を実施する者が、知事に対し、故意に、虚偽の内容を提出したとき
- エ 指定講習会を実施する者が、5の規定に反して、講習会の全課程を修了していない者に対して、修了証書を交付したとき
- オ その他、知事が不相当と認めるとき

(指定等の公表)

第7条

この要綱に基づき、福祉用具専門相談員指定講習会の指定を行った場合及び指定を取り消した場合は、公表するものとする。

(講習と同程度以上の講習と認められる課程)

第8条

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第194条に規定する講習会を指定する省令」(平成14年厚生労働省令第121号)により厚生労働大臣の指定を受けていた講習会が行った講習は、知事が指定する講習と同等以上の講習と認める。

(雑則)

第9条

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成19年3月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

この要綱は、平成27年3月23日から施行し、平成27年4月1日以降に開始する講習について適用する。なお、平成27年4月1日より前に開始された講習の取扱いについては、従前の例による。